

令和6年度予防・健康づくり周知啓発業務委託 仕様書

1. 委託業務の名称

令和6年度予防・健康づくり周知啓発業務

2. 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）までとする。

3. 業務の目的

国民健康保険加入者をはじめとする長崎県民に対し、疾病予防・健康増進に資する生活習慣の改善を促す。また「歩こーで！（ながさき健康づくりアプリ）」等の予防・健康づくりに有益な情報を発信し、県民が健康づくりに取組める環境を整備する。生活習慣改善に向けた県のキャッチフレーズ「長崎健康革命」を広く知らしめ「健康長寿日本一の長崎県づくり」に向けた県民運動の浸透を図る。

この業務の全般的な広報戦略としてV・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカのイメージを生かした県民に目を引く内容とし、特に「歩こーで！（ながさき健康づくりアプリ）」の広報については、ダウンロード者の増加に繋がる内容、「長崎健康革命」の広報については、「運動」「食事」「禁煙」「健診」の4本の柱を中心に県民の健康づくり意識の向上に繋がる内容、歯科保健については、歯科健診受診に繋がる内容とすること。

4. 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

5. 委託内容

委託者と協議のうえ、次に掲げる業務を行うこと。

OV・ファーレン長崎、長崎ヴェルカを起用した、(1)～(5)までの広報業務を実施。ただし、以下①②の内容も考慮のうえ提案すること。

①この業務にかかるV・ファーレン長崎・長崎ヴェルカの出演料の総額は3,000千円以内とする。

②契約期間である令和7年3月14日まで、様々な広報媒体で活用することから、選手の移籍等により、作成した広報媒体が使用不可とならないよう留意すること。

(1) テレビ広告

テレビCM放映

15秒CMを5パターン（「運動」「食事」「禁煙」各1パターン、「健診」を2パターン）製作し、県内民放テレビ局4局で放送。放送回数は1局あたり100本以上とする。

・CM仕様

①ウェブ、パブリックビジョンでの転用を可能とすること

②「長崎健康革命」の「運動」、「食事」、「禁煙」、「健診」、「歯科健診」の取組を各1パターン計5パターン作成

③全ての動画の最後に「歩こーで！（ながさき健康づくりアプリ）」PRを掲載すること

(2) 長崎新聞等による広告

以下の長崎新聞等に広告を掲載すること

- ・長崎新聞 モノクロ合計全3段4回掲載
- ・ととって motto! カラー3回掲載
- ・新年号 全7段カラー1回掲載

(3) ネット広告

スマートフォン利用者をターゲットとしたネット広告を運用。300,000imp以上掲載すること。(テレビCMを転用すること)

(4) 「歩こーで! (ながさき健康づくりアプリ)」の周知啓発用ポスター・チラシの作成・配布
V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカを起用した「歩こーで! (ながさき健康づくりアプリ)」の周知啓発用ポスター及びチラシを作成し、以下の枚数を納品すること。

①ポスター (B3・片面カラー)

100部作成し、県に納品すること。

②チラシ (A4・両面カラー)

20,000部作成し、県に納品すること。

(5) 自由提案

その他、上記業務経費内で実施できる効果的なPR方法がある場合は提案すること。

○その他

(1) 意識調査アンケートの実施

発信した情報の認知度をWEBアンケートにより調査・集計を行う。

- ・有効回答数 1,000名以上
- ・回答者は20代、30代、40代、50代、60代以上に区分し各200名、男女各100名とする
- ・質問項目 15問以内で発注者と受注者で協議の上決定

(2) 県事業の広報に関すること

テレビ広告においては適宜県事業PRの放送内容の差し替えをお願いすることがある。

(CM等の素材制作費用については原則本業務に含まない)

(3) SNSによる広報に関すること

長崎県国保・健康増進課が運営するinstagram・facebookアカウント「長崎健康革命」による広報

※個別のメッセージへの返信等は委託業務の中では想定していない。

6. 業務実施体制

(1) 本業務委託を指揮する業務責任者を配置すること。

(2) 事故やトラブル、苦情等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに発注者に報告すること。

7. 支払方法

委託料の支払方法は、精算払とする。

8. 実施報告書等

広報実績、その他特記事項等を記した業務報告書を作成し、業務完了後速やかに提出すること。また業務に関する活動状況及び進捗状況について、県が必要と認めるときは、報告を行わなければならない。

9. 予算額

16,800 千円を上限とする。

10. 知的財産権の取扱い

受託者は、本委託業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権がある場合には、当該権利の利用及びその費用負担については、受託者の責任において対処するものとする。

11. 著作権の譲渡

受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項に規定する著作権に該当する場合は、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を当該著作物の引き渡しの際に県に無償で譲渡すること。

12. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行ううえで必要と思われる業務については、書面により県の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

13. 「長崎県が行う各種契約からの暴力団排除要綱」に基づく不当要求行為についての報告

- (1) 受託者は、公共工事等に係る契約の履行又は給付金の交付に係る事業の実施に当たって、暴力団員又は暴力団等と社会的に非難される関係を有する者から不当な要求行為を受けたときは、速やかに委託者に報告するとともに、警察署長に通報しなければならない。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の変更を請求することができる。

14. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と緊密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本業務は国民健康保険者努力支援交付金を活用した事業である。
- (3) 本仕様書等に明示なき事項及び本仕様書により難き事項については、その都度委託者と協議のうえ進めること。